～習志野市ひとり親家庭
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業～

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及びその親に扶養されているお子さんが、より良い条件での就業や転職へつなげるために、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」）の合格を目指し講座を受講した場合に、講座の受講費用の一部を支給し、学び直しを支援します。

支給対象となる方

本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の親及びひとり親家庭の親が扶養する20歳未満のお子さんで、次の全ての要件を満たすことが必要です。

（1）児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
（2）就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
（3）過去にこの給付金の支給を受けていないこと

対象となる講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、市長が適当と認めたもの。

※　高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために、高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給の対象となる場合は、対象になりません。

対象となる受講費用

（1）対象講座の受講の開始に際し、対象講座を開講する施設（以下「受講施設」）に納付した入学金又は登録料
（2）対象講座の受講に際し、受講施設に納付した受講費、教科書代及び教材費

支給される金額

	通信制の場合	通学又は通学及び通信併用の場合
(1)受講開始時給付金	受講費用の4割 （4千1円以上で支給） 上限 10 万円	受講費用の4割 （4千1円以上で支給） 上限 20 万円
(2)受講修了時給付金 （受講を修了した場合に支給）	受講費用の1割 (1)と合わせて上限12万5千円	受講費用の1割 (1)と合わせて上限 25 万円
(3)合格時給付金 （受講修了日から2年以内に高卒認定試験全科目に合格した場合に支給）	受講費用の1割 (1)(2)と合わせて上限 15 万円	受講費用の1割 (1)(2)と合わせて上限 30 万円

◎申請手続きの流れは裏面をご覧ください。

［お問い合わせ先］
習志野市　子育て支援課（市庁舎2階）
電話 047-453-9203

令和５年８月更新

～申請手続きの流れ～

事前相談

●講座が決定しましたら、事前に子育て支援課までご相談ください。

講座の指定申請

●受講開始前に、必ず対象講座の指定申請をしてください。

［必要書類］
（1） ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書
（2） 受講する講座のパンフレット（受講施設の名称、受講費用、受講科目がわかるもの）
（3） 単位修得証明書（免除できる科目がある場合のみ）
※免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目です。

審査後、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定決定通知書（以下、受講対象講座指定決定通知書）を送付します。

受講開始

≪受講開始時給付金≫
●受講開始日から30日以内に、子育て支援課に申請してください。

［必要書類］
（1） ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書
（2） 受講対象講座指定決定通知書の写し
（3） 受講費用の領収書（受講施設の名称、対象講座の名称、受講者の氏名、受講費用及び内訳、領収日、領収印が記載されていること）
（4） 給付金の振込先口座の通帳（お子さんが受講した場合は父母名義のもの）

受講修了

≪受講修了時給付金≫
●受講修了日から30日以内に、子育て支援課に申請してください。

［必要書類］
（1） ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書
（2） 受講対象講座指定決定通知書の写し
（3） 受講修了証明書（受講施設の長が受講修了を認定したことを証明するもの）
（4） 受講費用の領収書（受講施設の名称、対象講座の名称、受講者の氏名、受講費用及び内訳、領収日、領収印が記載されていること）
（5） 給付金の振込先口座の通帳（お子さんが受講した場合は父母名義のもの）

審査後、ひとり親家庭受講修了時給付金支給決定通知書を送付し、指定口座に振込みます。

合格

≪合格時給付金≫
●受講修了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、合格証書発行日から40日以内に、子育て支援課に申請してください。

［必要書類］
（1） ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書
（2） 受講対象講座指定決定通知書の写し
（3） 文部科学省が発行する合格証書の写し
（4） 給付金の振込先口座の通帳（お子さんが受講した場合は父母名義のもの）

審査後、ひとり親家庭合格時給付金支給決定通知書を送付し、指定口座に振込みます。

※ 講座受講中や支給申請時にひとり親でなくなった場合は、給付金が支給されません。